

第2号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
事業計画（変更計画）書

平成 26 年 4 月 15 日

一部修正 平成 26 年 5 月 30 日

1 実施主体

(1) NPO法人等が申請する場合

NPO法人等 (実施主体)	種別及び名称	一社) 日本ソーシャルセラピストアカデミー(JAST)山形支部		
	住所	山形県山形市あこや町3丁目6-22-402		
NPO法人等 (連携先)	種別及び名称	復興ボランティア支援センター ーやまがた 他 (事業実施体制参照)	担当者名	多田曜子
	住所	山形県山形市松山三丁目14番69号 FM山形ビル1階	電話番号	023-674-7311

(2) 協議体が申請する場合

協議体の名称				
代表構成員の団体名 及び代表者職氏名				
構 成 団 体	都道府県・市区町 村名及び部課名		事業における 役割	
	民間非営利組 織の種別・名称		事業における 役割	
住所		電話番号		

2 事業概要

事業名	「当事者支援の連鎖」に向けた共助的メンタルケアのカウンセリングプログラム		
総事業費	6,764,000	円（うち希望補助金額	5,411,000 円）
事業の実施期間	平成26年6月1日から平成27年3月31日まで		

注：補助対象期間は補助金の交付決定日からとなります。

3 事業計画

<p>地域における課題と事業の目的</p>	<p>【課題】 当団体メンバーは、緑水の森支援活動として、震災後3年間で10000件を超える被災者等へのカウンセリング実績がある。 その経験を踏まえて現状の課題を分析した。</p> <p>被災県及び東日本各地の抱える「心の問題」は、「分断」という言葉に象徴される通り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本音や不安を表現できない抑うつ状態 ②疑心暗鬼が経常的に蔓延する精神的孤立状態 ③復興への考え方に対する二元論的対立 ④経済的格差の拡充による生活困窮問題に起因したうつ病などの精神疾患 ⑤貧困の世代間連鎖による精神疾患と自殺率の増加という社会不安 ⑥風化と無力感により、浸透している現実への失望 <p>等の精神的課題により、個人や家庭といった単位はじめ、地域全体にも未来を創る意欲の欠乏状態が続いている。</p> <p>【対処及び目的】 以上の課題及び現状分析を受けて、当団体メンバーは「当事者支援の連鎖」を目的とした人材育成プログラムを開発した。</p> <p>これまで通り、要請のあった案件に対して、カウンセリング等、直接の援助介入を行うが、同時に心理援助技術や自助的グループ運営のスキルを取り入れた独自プログラムを個人及びグループに対して講習していくというものである。</p> <p>プログラムの内容には、依存症治療に於いて、世界レベルで驚異的な効果を発揮した「当事者支援の連鎖」の先駆的モデルである、自助グループ的援助手法を現代日本の文化思想風土に合わせてアレンジしたものも含まれている。</p>
<p>事業の目標</p>	<p>自立した自助グループによる「地域の相互援助スキルのボトムアップ」の共助的連鎖の定着を図ることで、精神疾患・生活困窮等による自殺率を前年度より下げ、孤立死を限りなくゼロに近付ける。</p>

<p>事業内容</p>	<p>*当団体に依頼のあった案件に対して、個別カウンセリング・セラピーセッションを行う。</p> <p>支援対象者は、被災者・避難者・支援者（個人及びグループ）及び、震災の副次的影響で問題を抱えている方。</p> <p>会場：・当団体事務所・各市町村社協相談室・公民館・復興ボランティア支援センターやまがた・各連携先事務所等</p> <p>実施時期：2014年6月1日より</p> <p>昨年度、緑水の森支援活動としての実績は、のべ約3500件（対面・訪問・メール・電話・SNS等による）</p> <p>*昨年度まで緑水の森支援活動として対応した案件も含む、問題解決の兆しが見えた複数の相談者に対して、独自プログラムによる「援助職の育成講習」と「自助グループスタイルのファシリテーター講習」等を行い、自助的グループの設立と継続運営に向けた活動を支援する。</p> <p>対象者は、個人及びグループ</p> <p>会場：・当団体事務所・各市町村社協相談室・公民館・復興ボランティア支援センターやまがた・各連携先事務所等</p> <p>実施時期：2014年6月1日より</p> <p>個人講座 1回2～3時間</p> <p>グループ 1回につき5～10名 3～5時間</p> <p>以上の基礎講座 4～8回をグループによって適宜調整する。</p> <p>*全国各地の避難者グループ・支援団体に対して、「セルフメンタルケアの講習」及び「共助的メンタルケアの講習」等を出張訪問して行い、継続的にスーパーヴィジョンとアドバイスをグループ運営のメンタル的視点から行い、グループの自立的かつ継続的な活動をサポートする。</p> <p>会場：支援団体事務所等 継続支援は、電話・Skypeを活用して行う</p> <p>実施時期；2014年6月より要請に応じて適宜対応</p> <p>*山形県内で避難者に訪問活動を展開している山形県社協の生活支援相談員（避難者雇用含む）に対し、復興ボランティア支援センターやまがたと協働で、「当事者支援スキルアップトレーニング」及び「グループスタイルによるメンタルケアの技能講習」等を行う。</p> <p>会場：復興ボランティア支援センターやまがた・各社協会議室等</p> <p>実施時期：2014年6月より</p> <p>月に1回 全10回を予定</p>
-------------	--

見込まれる成果	<p>1. 本県の復興支援・被災者支援の観点</p> <p>【昨年度までの成果とプログラム確立の経緯】</p> <p>本社団法人の前身である、「緑水の森支援活動」としての昨年度1年間の相談実績は、のべ約3500件。震災後3年間ではのべ約10000件を超えている。</p> <p>「緑水の森」のカウンセリングセッションを受け、新たな視点に立ち、前向きに生きることを始めた方の割合は半数を超える。このことから、本年度の実績も相当数が見込まれる。</p> <p>また、カウンセリングを受けた当事者が、支援・援助側に回るケースが多数生まれたことも大きな成果である。</p> <p>[例1]福島県に帰還した母親たちが、自助的支援団体を立ち上げ、対人援助支援活動を行っている</p> <p>[例2]物資や作業系の支援を専門にしていた震災支援団体に対人援助スキルの講習を実施した結果、現在では、現場での傾聴を基本にしながら、ソーシャルケースワーキングまでをこなす、専門職並みの活動を行っている</p> <p>[例3]福島県MS市が避難元のSさんは、避難者雇用の生活支援相談員として、自身も様々な問題を抱えながら避難者への訪問活動を展開してきた。緑水の森相談員はSさんからの依頼により2年間に渡りメンタル面でサポートしてきた。今年度、Sさんは帰福が決定し社協を退職したが、今後も当団体と連携した支援活動への協力が約束されている。</p> <p>2年間の功績により、SさんはT市長から感謝状を授与された。</p> <p>・・・等の成功事例から、これをプログラム化してゆく運びとなった。</p> <p>.....</p> <p>【今年度見込まれる成果】</p> <p>今年度、人材育成事業を主目的とした当社団法人が、本事業を行うことにより、上記のようなプラスの連鎖がさらに広まっていくことが期待される。</p> <p>相談者であることを卒業し、自身が援助側に回った方々に於いては、現場の援助活動そのものが、さらなる自己回復の為の自助努力となる。当法人のスーパーヴィジョンのもとに自己有用感を原動力にしたスキルアップを目指すことができる。</p> <p>この、「当事者支援の連鎖」を広めてゆく過程において、受講者個人が、より高い意識と共助の視点を身につけていくことにより、分断と対立、視野狭窄と失望の蔓延という社会問題への調和的解決の視点から活動を行う支援者へと成長できる。</p> <p>本事業は、被災県及び東日本エリアの次世代を支える精神性を醸成する取り組みである。</p>
2. 取組実施主体の運営力強化の観点	<p>本法人の前身である「緑水の森支援活動」は、数少ないメンタルケア専門の団体として、震災後3年間フル活動を続けてきた。しかし要請される案件は年々増え続け、マンパワーの不足による多数の未対応案件への対処が大きな課題であった。</p> <p>日本ソーシャルセラピストアカデミー(JAST)は、現在の被災地および東日本の現状に対応する援助職を育てる人材育成教育事業をメインとする。</p> <p>『こころの問題』に関与する支援者が増えることで、この現状を打破するきっかけになると同時に、「当事者支援の循環」とともに、当団体を含めマンパワーの不足が解消出来ると考える。</p>

事業スケジュール	<p>個別カウンセリング(対面・訪問・メール・電話・SNS等にて対応)に関しては、要請に応じ、平日休日に関係なく行われる。のべ3500件前後を予定。</p> <p>教育プログラムの提供に関しては、1グループにつき週1回・(今年度は4～5グループに対応する予定) 個人に対しては週2回まで</p> <p>実施時期：2014年6月1日より</p> <p>1グループ 1回につき5～10名 基礎講座 4～8回をグループによって適宜調整する。</p>
事業実施体制	<p>事業統括責任者・大谷哲範 講師兼カウンセラー3名 講師兼セラピスト2名 事務局1名 顧問 仙道富士郎(医学博士 山形大学前学長) 医学的見地からプログラムへの総合的スーパービジョンを行う。 プログラムアドバイザー・講師 石井清純(駒沢大学前学長・仏教学部教授) 禅及び東洋思想の見地からカウンセリング及びセラピープログラムへのアドバイスを行う。 プログラムアドバイザー・講師 志村季世恵(バースセラピスト・ダイアログインザダーク理事・こども環境会議代表) 社会的弱者支援や子育て環境問題の視点からプログラムへのアドバイスを行う。</p> <p>連携先 NPOアースエンジェルス・りとの福島・山形避難者母の会・フードバンク全国ネット・一般社団法人社会的包摂サポートセンター福島及び全国各支部・山形県社会福祉協議会・NPO法人元気になるろう福島・ふくしま地球市民発信所・3.11受け入れ全国協議会・・・他</p>
事業終了後の展開	<p>人材育成教育プログラムの終了者は、セラピストまたはカウンセラーとして、地域の中で当事者支援のシステムを構築、拡充する役割を担う。 このプラスの循環が、連鎖展開していくことが当事業の先進性に繋がる。</p>
事業の先進性・普及性	<p>震災から3年間の緑水の森支援活動としての活動に於いて、カウンセリングを受け回復した方からの紹介により、新たな要援護者が繋がっていることは、大きな特徴である。</p> <p>クチコミによる繋がりへの影響力は大きく、このメンタルケアネットワークを活かし、回復者が支援者として活動していく「当事者支援としての人材育成プログラム」を展開していく。</p> <p>これは、災害後のメンタルケアシステムの効果的なモデル事例として定着することが期待される。</p> <p>当法人の独自プログラムは、カタカナ言葉による専門用語を極力使用せず、どのような年齢層であっても、理解しやすく作成されている。</p> <p>また、自己の内面における俯瞰性を喚起させるプログラム構成を主としているため、分断による不幸が蔓延した現状に於いて、対立の思考から自由になり、協調して未来を創っていくことの大切さを、個々が学ぶことが出来るものになっている。</p>
特記事項	<p>代表の大谷哲範は、2012年、震災後の初動及びカウンセリング、音楽を使ったメッセージ活動により、社会貢献支援財団(後援・総務省・内閣府)より、「東日本大震災における功労者賞」を受賞している。</p>

※地域社会にとっての必要性(ニーズ)について確認できる資料(新聞の切り抜きやアンケート結果等)がある場合は、A4用紙1枚(両面可)に限り添付できます。

第3号様式（第4条関係）

地域づくり総合支援事業（ふるさと・きずな維持・再生支援事業）
収支予算書

申請者名 一社）日本ソーシャルセラピストアカデミー（JAST）山形支部

【収入の部】

（単位：千円）

区 分	平成 年度 予 算 額	明 細
ふるさと・きずな維持・再生 支援事業補助金	5,411	
自己資金（負担者名）	1,353	役員借入金
事業収入		
その他収入		
収入合計	6,764	

【支出の部】

（単位：千円）

区 分	平成 年度 予 算 額	明 細
人件費（共済費を含む）	4,720	専従カウンセラー人件費 2名×160千円/月×10ヶ月=3,200千円 内部講師人件費 講習1回8千円×40回=320千円 事務員人件費 120千円/月×10ヶ月=1,200千円
報償費	280	外部講師謝金1回28千円×10回(月1回×10ヶ月)=280千円
旅費	614	外部講師出張旅費(東京～福島往復・新幹線代) 8.7千円×往復×月1回×10ヶ月=174千円 内部講師カウンセラー出張旅費(山形～東京・新幹線代) 11千円×往復×月2回×10ヶ月=440千円
需用費	350	
消耗品費	100	事務所用品(文具類・日用品等)月10千円×10ヶ月=100千円
燃料費(ガソリン代)	200	月20千円×10ヶ月=200千円 山形及び福島県、宮城県等へのアウトリーチ費用

印刷製本費	50	パンフレット印刷費用 50 千円
役務費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料	800	高速道路通行料/山形～福島往復@5千×6回/月×10ヶ月 =300千円 車両リース料 1ヵ月 50千円×10ヶ月=500円
委託料		
支出合計	6,764	

注1 用紙の大きさは、A列4番とすること。欄が足りない場合は、適宜追加してください。

注2 「明細」欄には各区分の積算内訳として、名称、数量、単価、金額を必ず明確に記載すること。なお、「明細」については別紙として添付しても差し支えない。仕様については別途資料を添付すること。

注3 行政による他の補助事業も併せて利用する場合は、各補助金の用途を明確に区分し、この資金計画には、ふるさと・きずな維持・再生支援事業補助金を使用する部分の収支のみ記載すること。他の補助事業にかかる収支についてはこの資金計画には計上せず、別様式にて収支予算書を添付すること。また、他の補助事業の内容が分かる補助金交付要綱、要領等、用途の区分が分かる資料を添付すること。